

貸付金返済 猶予申請書

申請日 年 月 日

借受人氏名		生年月日	□昭和 □平成 □西暦
			年 月 日(歳)
借受人住所	〒		
連絡先	□携帯 □自宅	—	—

以下の【同意チェック欄を確認のうえ全てチェック欄にレ点を入れてください】を確認のうえ、下記のとおり返済猶予を申請します。

- ☐ ア 本特例制度の償還猶予が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的として私の個人情報を提供することに同意します。
- ☐ イ 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。
- ☐ ウ 私は、貴社会福祉協議会が、本制度に必要な範囲で市町村社会福祉協会、自立相談支援機関、自治体その他の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

大分県社会福祉協議会 会長殿

申請の理由 (レ点をつける)	☐ ① 地震や火災、水害等 被災した場合 ☐ ② 病気療養中の場合 (いつから療養中か 年 月から治療/療養中) ☐ ③ 現在失業中又は離職中の場合(休職中 ・ 求職中) ☐ ④ 奨学金や事業者向けのローン(住宅ローンを除く)など、他の借入金の償還猶予を受けている場合 ☐ ⑤ その他返済が著しく困難な場合 ご希望の時間帯に大分県社会福祉協議会(097-502-4101)の番号から電話をして相談内容の確認を行います。ご希望の時間帯以外で電話をする場合もあります。電話に出れなかった場合は、折り返しの連絡をお願いします。 平日の 9:00～17:00 の間でご希望の時間帯をお知らせください。 電話面談希望日 月 日 ()曜日 希望時間帯 : ～ : 頃を希望
猶予希望資金 (レ点をつける)	☐ <u>緊急小口資金</u> ☐ <u>総合支援資金 初回貸付</u> ☐ <u>総合支援資金 延長貸付</u> ☐ <u>総合支援資金 再貸付</u>

※ 「申請の理由」の①から④の申請を行う場合は、その理由が確認できる資料を添付してください。
 ※ 裏面の生活状況確認シートには、記入例を参考に現在の状況を具体的に記入してください。

生活状況確認シート

■ 家族状況

家族人数	人（本人含む同居）	配偶者の有無	有・無	子供人数	人	他	人
住居	持家・賃貸						

■ 健康状態

本人		同居人	
----	--	-----	--

■ 仕事・収入

(単位:円)

本人勤務先名		配偶者勤務先名	
項目	金額	備考	
本人手取額			
配偶者手取額			
その他			
計			
家賃			
食費		1日 円 X 30日	
携帯代			
光熱費		電気 円・ガス 円・水道 円	
医療費			
借入返済			
その他			
計			
差引き			

■ 他社借入詳細

(単位:円)

借入先	借入額	毎月返済	備考欄
小計			
住宅ローン			
車のローン			
小計			
合計			

■ 返済が困難な具体的な理由

生活状況確認シート 記入例

■ 家族状況

家族人数	3 人 (本人含む同居)	配偶者の有無	有 無	子供人数	1 人	他	0人
住 居	持家 ・ 賃貸						

■ 健康状態

本 人	良好	同居人	現在 関節痛で通院中
-----	----	-----	------------

■ 仕事・収入

(単位:円)

本人勤務先名		大福商事株式会社	配偶者勤務先名	求職中
項目	金 額	備考		
本 人 手 取 額	250,000			
配 偶 者 手 取 額	0			
そ の 他				
計	250,000			
家 賃	0			
食 費	66,000	1日 2,200円 X 30日		
携 帯 代	12,000	3人分		
光 熱 費	11,500	電気 5,000円・ガス 4,500円・水道 4,000円(2か月)		
医 療 費	20,000			
借 入 返 済	115,000			
そ の 他	15,000			
計	239,500			
差 引 き	10,500			

■ 他社借入詳細

まとめて記載していただいても結構です

(単位:円)

借入先	借入額	毎月返済	備考欄
カードローン	1,500,000	40,000	月々の生活費不足分を以前借り入れた返済
小計	1,500,000	40,000	
住宅ローン	660,000	55,000	あと1年で完済予定
車のローン	800,000	20,000	家内の通院の為必要
小計	1,460,000	75,000	
合計	2,960,000	115,000	

■ 返済が困難な具体的な理由

住宅ローンがあと1年で完済するので、1年たてば返済のめどがたつため。

***記入例を参考に該当するすべての項目を記入してください**